

資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [安全衛生パトロールについて](#)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[▶ キーワード検索はこちら](#)

安全衛生パトロールについて

安全衛生パトロール時の着眼点

安全衛生点検・パトロールは、職場（現場）のあら探しや不安全行動をチェック・指摘するのが目的ではありません。

「危険の芽を摘む」「有害要因を発見する」、そして作業方法の改善、機械設備（環境）の改善につなげることが目的です。

パトロールを通し、作業環境の状態や作業のあり方、特にリスクレベルの高い状態を一つでも多く、より正確に早く把握することが重要です。

パトロール時の心構え・態度

（人の振り見て我が振り直せ）

- ケガをしてはならない。
→ 行動は慎重に、周囲の安全確認のもとに。
- 服装は作業者の模範となるように。
→ 袖のまくりあげ、腰にタオル、ボタンのかけ忘れ、等はないように。
- 保護具は正しく装着すること。
→ パトロール現場に必要な保護具を持参する。
- ポケットハンド歩行はしないこと。
→ パトロール者の心構え・資質が問われる。
- 高・低場所への昇降は階段使用を原則とする。
→ 階段は手すりを、飛び降り、駆け下り厳禁で。
- 設備（機械・電気設備・高熱物）には直接手を触れない。
→ 挟まれ・巻き込まれ・感電・火傷の危険がある。
- 匂いは直接嗅がない。
→ ガス検知で濃度確認をすること。

目的意識を持ったパトロールが必要。何を重点にした巡視か。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

